

新入学準備費（就学援助）の入学前支給について

春日井市教育委員会では、経済的な理由によって小中学校への就学が困難なお子さまの保護者に対し、学用品費や給食費など学校に必要な費用の一部を援助しています。

その中で、来年度（令和 9 年度）に中学校に入学されるお子さまがいるご家庭で、条件を満たす保護者の方に対し、新入学準備費の支給を入学前に行います。支給対象、申請方法等については、次のとおりです。

1 支給対象

次の条件すべてに該当する方が対象となります。

- ① 令和 9 年 2 月 1 日現在で、令和 8 年度の就学援助（準要保護）の適用を受けている方
- ※就学援助を受けていない方は、現に通学する学校へお問い合わせの上、令和 8 年度の就学援助制度の申請を併せて行ってください。なお、就学援助の認定については、課税台帳等に基づく所得制限があります。所得制限の目安は右記を参照してください。
- ② 令和 9 年度に中学校に入学する児童の保護者

2 申請方法

- (1) 申請受付期間 令和 8 年 11 月 2 日（月）から令和 9 年 1 月 29 日（金）まで
- ※上記受付期間外での申請は受付できません。
- (2) 提出先 春日井市教育委員会学校教育課（春日井市役所 9 階）※郵送可
- ※既に令和 8 年度就学援助の認定を受けている世帯の方は、現在通学する学校でも提出いただけます。
- (3) 申請書類
- ア 就学援助費（新入学準備費）受給申請書(兼世帯票) ※1 世帯につき 1 枚の申請です。
- イ 添付書類 ※写し＝コピーしたもの。原本の提出は不要です。

	添付書類が必要な世帯	添付書類(該当する世帯全員について)
①	賃貸住宅に居住している世帯	賃貸契約書の写し 契約者と家賃の金額を確認します。
②	令和 8 年 1 月 2 日以降に春日井市に転入した人がある世帯	源泉徴収票又は確定申告書の写し 所得を確認します。
③	所得を未申告の人がいる世帯	令和 8 年度市民税・県民税申告書の写し 市役所 2 階市民税課で、市民税・県民税の申告を行ってください。
④	生計維持者の失業、病気など収入状況に大きな変化があった世帯	申立書（任意様式）及び、状況に応じた確認書類 雇用保険受給資格者証の写し等(失業の場合)、給与明細直近 3 ヶ月分(収入状況激変の場合)、その他(状況が確認できるもの)

※「添付書類が必要な世帯」に該当しない場合及び、既に令和 8 年度就学援助の認定を受けている世帯の方は、添付書類は原則不要です。

3 支給額・支給時期等

- (1) 支給額 81,000 円（定額）
- (2) 支給時期 令和 9 年 2 月下旬～ 3 月（予定）
- (3) 支給方法 申請書に記載の口座へ振込します。

4 留意事項

- 既に令和 8 年度の就学援助の認定を受けている世帯の方についても、入学前支給を希望される場合は申請が必要です。また、令和 9 年度の就学援助制度を希望される場合は、入学後に別途申請が必要です。
- 今回の「新入学準備費」は、令和 9 年度就学援助制度の「新入学児童生徒学用品費」に該当しますので支給を受けた方は重複して受け取ることはできません。
- 申請後に支給対象の要件を満たさなくなった場合（私立学校への入学）は支給を受けることができませんので、学校教育課まで早めにお知らせください。

【参考】所得制限の目安(令和 8 年 10 月 1 日現在)

家族人数	家族構成の例	令和 7 年の年間所得額 (世帯全員の合計)	年間収入額目安
2 人	父又は母・子(小 4)	約 230 万円	約 410 万円
3 人	父母・子(小 4)	約 270 万円	約 470 万円
4 人	父母・子(中 2)・子(小 4)	約 330 万円	約 560 万円
5 人	祖父又は祖母・父母・子(中 2)・子(小 4)	約 370 万円	約 620 万円

※所得額は、総所得額(給与所得控除後の金額又は確定申告書の所得金額の合計)－社会保険料控除－生命保険料控除－地震保険料控除で算出します。

※収入額とは税金や社会保険料などが引かれる前の年間の総支給額です。

※生活保護基準額の 1.4 倍を基に算出しています。基準額の変更時には、この金額も変更されます。

※この目安は、家族の人数・年齢など個々の状況により異なります。

(上表は祖父母 65 歳、父母 36 歳、賃貸住宅に居住していることを条件としています。また、年間収入額は父又は母のどちらかのみに給与収入があり、社会保険料は全国健康保険協会の令和 7 年度保険料率を用いて算出しています。)

《お問い合わせ先及び申請書類の郵送先》
〒486-8686 春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地
春日井市教育委員会 学校教育課
(電話 0568-85-6442)

就学援助費（新入学準備費）受給申請書（兼世帯票）

令和△年△月△日

（宛先）春日井市教育委員会

申請（保護）者

住所	春日井市鳥居松町 5-44 コーポ春日井 101 号	
カナ	カスガイ	ハナコ
氏名 （自署）	春日井	花子
電話	81-5111	

就学援助費（新入学準備費）を受給したいので、次のとおり申請します。
また、本申請書裏面記載の誓約書・同意書の内容について誓約し、同意します。

受給したい理由	☒ 経済的に困っている。
---------	--

世帯の状況（児童生徒を含めて生計を一にする家族全員を記入してください。）				
氏 名	続柄	生年月日	性別	職業・勤務先・学校名（学年）
春日井 花子	本人	昭和 53 年 8 月 7 日	女	○×スーパー
春日井 月子	子	平成 26 年 9 月 15 日	女	春日井小学校6年
春日井 雪也	子	令和2年 6 月 20 日	男	春日井保育園年長
		年 月 日		
申請(保護)者に対する続柄を記入		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

住居の状況	☐ 持家 ☒ 賃貸住宅	家賃月額（ 54,000 円） ※契約書等(家賃及び名義人の分かる資料)を添付してください。 (既に本年度の就学援助の認定を受けている方は不要です。)
-------	--	---

就学援助費（新入学準備費）の受領方法（次のどちらかにチェックをしてください。）

①

☐ 就学援助費（新入学準備費）は、次のとおり振込みをもちます。
なお、振込みをもつ場合は、次のとおり記入してください。

②

☒ 就学援助費は、次のとおり振込みをもちます。
なお、振込みをもつ場合は、次のとおり記入してください。

新入学準備費の振込先について、①②のどちらかをチェックしてください。
現在の受取口座を選択する場合は、①にチェックをし、口座情報は記入しないでください。
次のいずれかに当てはまる方は、②にチェックをし、必ず口座情報を記入してください。
1、 令和8年度就学援助費を受給していない方
2、 令和8年度就学援助費の受取を、学校長へ委任している方

金融機関	ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行を指定する場合は下段のみ記載。それ以外の金融機関を指定する際は上段のみ記載してください。															
	銀行	□出張所															
	ゆうちょ銀行	□普通 □当座															
	ゆうちょ銀行	□普通 □当座															
フリガナ	通帳記号	1	2	3	4	0	通帳番号	0	1	2	3	4	5	6	1		
フリガナ	フリガナ	カスガイ					ハナコ										
フリガナ	フリガナ	春日井					花子										

□私（申請者）は口座名義人に就学援助費（新入学準備費）の受取りを委任します。
（申請者と振り込み先の口座名義人が異なる場合のみチェックが必要）。

記入例(表)

記入例(裏)

誓約書・同意書

私（申請者）は、就学援助費（新入学準備費）の受領に関し、次のとおり誓約・同意します。
下記事項に違反した場合は、支給の停止・廃止を含む教育委員会の決定・指示に従います。

- 本申請書の記載内容は事実に相違ありません。また、変更が生じ、改めて情報の提供を求められた場合は、速やかに回答します。
- 本申請のため、本申請書に記載の者及びその世帯の住民基本台帳、所得課税情報、国民健康保険課税情報、後期高齢者医療保険料情報、児童扶養手当及び生活保護の認定に係る情報について、春日井市教育委員会が閲覧することに同意します。
- 新入学準備費の対象となる世帯員については、来年度、小学校又は中学校に入学します。受給条件を満たさなくなった場合は、速やかに届出を行うとともに、既に新入学準備費を受領済の場合は返還に応じます。
- 就学援助費の過誤支払が生じた場合は、教育委員会の過誤支払金に対する返還請求に応じます。また、就学援助費を過誤支払金の返還金に充当することに同意します。
- 新入学準備費受給後に市外へ転出した場合、転出先市区町村へ新入学準備費の支給を行った旨の通知をすることに同意します。

教育委員会 記入欄	申請に係る者を準要保護児童生徒とする	※こちらには何も記入しないでください。
	年 月 日	印
	春日井市教育委員会	